

令和5年（2023年）

第8回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和5年（2023年）8月24日 開催

大阪狭山市教育委員会

第8回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和5年(2023年)8月24日(木)

午後2時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員(5名)

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理人
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山田 裕洋	教育部長
寺下 憲志	教育監
山本 泰士	こども政策部長
浜口 亮	教育部次長兼教育総務グループ課長
塚本 浩二	こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
中本 真司	教育部副理事兼学校教育グループ課長
東野 貞信	社会教育グループ課長
森口 健次	歴史文化グループ課長
井上 知久	子育て支援グループ課長
岩間かおり	放課後こども支援グループ課長

書記

安達奈津芽	教育総務グループ主幹
山田 修平	教育総務グループ主任

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- 日程第 1 議案第14号 大阪狭山市立総合体育館条例施行規則等の一部を改正する規則について
- 日程第 2 議案第15号 令和 6 年度市立幼稚園・こども園募集人員の設定について
- 日程第 3 報告第24号 福祉的給付金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 報告第25号 令和 5 年度（2023年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第 5 号）について

閉会

各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

それでは、定刻になりましたので、第8回教育委員会定例会議開催のほう、よろしくお願ひします。

教育長、よろしくお願ひいたします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、こんにちは。

ただいまより、令和5年第8回の教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、田川委員、河合委員を指名いたします。

また、本日は1名の方から傍聴の申込みがありましたので、許可したいと思います。

教育長活動報告でございます。資料の1ページ目をご覧ください。

主なものをご説明します。

8月7日にタイムリー研修というのを行いました。これは、教職員向けの研修の中でも大きいものでございまして、毎年タイムリーなテーマで開催をしております。今年は、学校園でのいじめ対応ということで、スクールロイヤーとしてご活躍の弁護士、渡邊弁護士をお迎えしての研修ということで開催いたしました。

次に、8月10日、公開保育（こども園）ということで、市立こども園を見学しました。

8月21日、校長会がございました。8月28日が始業式ということで、夏休み明けの子供たちの様子を、しっかり状況を観察していただくようお願いをしたところでございます。

その他、各種会議等に出席しております。

教育長活動報告は以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども、議事に移りたいと思います。

本日の議案ですが、日程第1、議案第14号、大阪狭山市立総合体育館条例施行規則等の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

社会教育グループ課長（東野貞信）

社会教育グループです。

議案第14号、大阪狭山市立総合体育館条例施行規則等の一部を改正する規則についてご説明いたします。

別紙1の規則案、併せて別紙2の新旧対照表をご覧ください。

5月の教育委員会議でご報告させていただきました大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例を、6月定例議会において議案を提出し、原案のとおり可決したことを受けまして、このたび関係規則の改正をさせていただくものでございます。

1、改正の理由につきましては、大阪狭山市立のスポーツ施設の次期指定管理者選定に係る公募内容について、指定管理者の強みや特性を生かすことのできる自由な提案を可能とし、競争原理が生まれることを目的に、市立総合体育館トレーニング室の施設区分の整理及び指定管理者のインセンティブを高め、自由な、自主的な経営努力により、利用者のさらなる増加を図ることを目的とした利用料金制の導入に伴いまして、関係条例、関係規則について所要の改正を行うものでございます。

規則案の概要につきましては、第1条、大阪狭山市立総合体育館条例施行規則の一部改正といたしまして、第2条について、共用利用の使用許可申請の受付を「7日前」から「前日」に改めることといたしました。

第3条、第5条、第7条、第8条、第9条及び様式関係について、「使用料」を「利用料金」に改めることといたしました。

第8条、第9条及び様式関係について、減免及び還付申請の受付を大阪狭山市教育委員会から指定管理者へ改めることといたしました。

様式関係について、トレーニング室の規定を削ることといたしました。

第2条、大阪狭山市立池尻体育館条例施行規則の一部改正として、第2条につきまして、共用利用の使用許可申請の受付を「7日前」から「前日」に改めることといたしました。

第3条、第5条、第7条、第8条、第9条及び様式関係について、「使用料」を「利用料金」に改めることといたしました。

第8条、第9条及び様式関係について、減免及び還付申請の受付を大阪狭山市教育委員会から指定管理者へ改めることといたしました。

第3条、大阪狭山市立野球場条例施行規則の一部改正といたしまして、第3条、第5条、第7条、第8条、第9条及び様式関係について、「使用料」を「利用料金」に改めることといたしました。

第8条、第9条及び様式関係について、減免及び還付申請の受付を大阪狭山市教育委員会から指定管理者へ改めることといたしました。

第4条から第6条につきましては、大阪狭山市立市民総合グラウンド管理運営規則、大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場管理運営規則、大阪狭山市立テニスコート管理運営規則の一部改正といたしまして、第3条、第7条、第8条、第9条及び様式関係について、「使用料」を「利用料金」に改めることといたしました。

第8条、第9条及び様式関係について、減免及び還付の申請の受付を大阪狭山市教育委員会から指定管理者へ改めることといたしました。

施行期日といたしましては、令和6年4月1日から施行いたします。

経過措置といたしまして、この規則による改正後の大阪狭山市立総合体育館条例施行規則の

規定、大阪狭山市立池尻体育館条例施行規則の規定、大阪狭山市立野球場条例施行規則の規定、大阪狭山市立市民総合グラウンド管理運営規則の規定、大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場管理運営規則の規定、また大阪狭山市立テニスコート管理運営規則の規定に関し、必要な手続、その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができるといたしております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問ありませんでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

本筋からちょっとずれるかもしれないんですが、様式のところに使用人数、必ず男、女、合計というふうに入っております、何か性別をこれ、書かなければならないのかなと、今のこの時代に男、女という形で性別を明記しなければならない書類というのはいかがなものかなと思ったので、ちょっとその点が気にはなったんですけれども、いかがでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

ただいまのご質問につきまして。

担当。

社会教育グループ課長（東野貞信）

従前から集計等の取り方といたしまして、男性、女性というような人数の集計は昔からも取ってはおるんですけれども、昨今の男性、女性という部分の区切りというのを必要かというところは検討の余地があるかなと思います。今のところ、今回の改正につきましては、利用料金制に伴いということですので、そこまで踏み込んだところまでの議論で改正ということには至ってはございませんので、様式関係については、使用料を利用料金にというような改めの仕方と

トレーニングルームという記載を外していった
というようなところにとどめております。よろ
しくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

今後の課題という認識ということでよろしい
でしょうか。

山田部長。

教育部長（山田裕洋）

庁内でも男女共同参画推進本部も設置して、
ジェンダーの取組というところもやっておりま
す。そして、LGBTQ、そういうところでの
対応というところもありますし、全庁的な中で
男女の集計、肉体的な男女以外のところで悩ま
れている方もいらっしゃいますので、そのあた
り、今後どういうふうに把握していくかとい
うところも検討してまいりたいと思いますので、
ご理解いただきますようお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

そのほか、何かご質問等ございませんでし
ょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、本案
を原案のとおり可決することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第15号、令和6
年度市立幼稚園・こども園募集人員の設定につ
いてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
（塚本浩二）

議案第15号、令和6年度市立幼稚園・こども
園募集人員の設定についてご説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

市立幼稚園及びこども園の募集人員につつま
しては、条例及び規則により、定員の範囲内で
年齢ごとに教育委員会が定めることとなってお
ります。

3ページの表につきましては、各幼稚園・こ
ども園ごとに各年齢の定員と募集予定人員を記
載したものとっております。

まず、3歳児につきましては、各園とも定員
と同数の募集人員を定めることとしております。

次に、4歳児と5歳児につきましては、定員
の数から、下段の参考の表にあります令和5年
度8月1日現在の3歳児と4歳児の人数をそれ
ぞれ差し引いた数を募集人員としております。

なお、募集要項につきましては、本日ご承認
いただきましたら、各園のほか、ぽっぽえん、
UPっぷなどで配布し、受付期間は10月2日の
月曜日から10月11日水曜日までとしております。

また、資料には書いてございませんけども、
来年度入園予定のお子様や保護者の方を対象に
した公開保育につきましては、9月5日火曜日
が半田幼稚園、6日水曜日が東野幼稚園、7日
木曜日が東幼稚園、8日金曜日がこども園で行
う予定としております。

以上、簡単な説明でございますけども、ご審
議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等
ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと
おり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第24号、福祉的
給付金支給条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

それでは、報告第24号、福祉的給付金支給条例の一部を改正する条例について、子育て支援グループからご説明いたします。

資料の5ページをお願いします。

改正の理由でございますが、福祉的給付金支給条例については、昭和49年から高齢者及びひとり親家庭等に対し、福祉の増進等を図ることを目的として実施しておりましたが、敬老祝金及びひとり親家庭等児童給付金につきましては、地域活性化につながる補助事業による新たな施策へ転換することとしたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容ですが、6ページの新旧対照表をお願いします。

まず、題名を戦傷病者見舞金及び原子爆弾被爆者見舞金支給条例に改めることとしました。

次に、第1条及び7ページの別表で、敬老祝金及びひとり親家庭等児童給付金の支給を廃止することとしました。

次に、第2条から第5条では、「給付金」を「見舞金」に改めるなど、所要の改正を行いました。

最後に、施行期日は令和6年4月1日からとされています。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第25号、令和5

年度（2023年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

それでは、日程第4、報告第25号、令和5年度（2023年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第5号教育委員会関係）につきましてご説明させていただきます。

本件につきましては、予算関連所属が複数となっておりますので、教育総務グループから一括してご説明させていただきます。

資料につきましては、8ページから10ページとなっております。

まず、資料9ページの債務負担行為補正でございます。

学校給食調理等事業につきまして、現在業務委託しております学校給食センター調理等の契約期間が令和5年度末をもって満了を迎えることから、新たに令和6年度から令和10年度まで同業務を委託するため、限度額8億5,666万円を設定するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

国庫支出金の民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金と府支出金の民生費府補助金、子ども・子育て支援交付金につきましては、いずれも第七放課後児童会及び南第一放課後児童会の施設改修に対する交付金で、それぞれ96万6,000円を計上するもので、歳入合計193万2,000円の増額補正でございます。

次に、歳出でございますが、まず民生費では、児童福祉費、放課後児童会施設管理事業の第七放課後児童会トイレ改修工事費で550万円、南第一放課後児童会等トイレ改修工事費で90万円を計上するものでございます。

次に、教育費では、小学校費、小学校運営事

業の教具校用器具購入費56万6,000円とコンピューター設置事業の情報通信ネットワーク環境施設整備業務委託料52万8,000円につきましては、段階的な35人学級への移行や校区内の宅地開発による人口増加に伴い、第七小学校の令和6年度の学級数が現在より1学級増加する見込みであることから、通級指導教室を普通教室に転用し、学級運営に必要な児童用の机、椅子の購入を行うとともに、Wi-Fi環境を整備するための経費を計上するものでございます。

最後に、施設管理事業の南第二小学校相談室空調機入替工事費は、経年劣化により修繕ができない空調機の入替えを行うため147万3,000円を計上するもので、歳出合計といたしまして896万7,000円の増額補正でございます。

私からの説明は以上でございますが、ご質問等ございましたら、担当部局のほうから詳細につきましてご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、本日の教育委員会定例会は閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員